

## 議題 1（委員会決裁事項（規則第 3 条第 6 号））

### 知事からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により知事から意見を求められた令和 3 年 9 月定例府議会に提出された次の議案について、大阪府教育委員会事務決裁規則第 5 条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。

この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第 7 条第 2 項に基づき承認する。

令和 3 年 12 月 8 日

大阪府教育委員会

#### ○事件議決案

- 1 動産買入れの件（分析システム）
- 2 大阪府立藤井寺支援学校における生徒の負傷事案に係る損害賠償請求に関する損害賠償の額の決定及び調停の件

#### ○条例案

- 1 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例等一部改正の件

#### <参考>

○大阪府教育委員会事務決裁規則  
（事務の専決及び代決）

第 5 条 第 3 条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

（専決した事項等の報告）

第 7 条 （略）

2 第 5 条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

○事件議決案

番号	件名	概要
1	動産買入れの件（分析システム）	大阪府立茨木工科高等学校及び大阪府立堺工科高等学校で使用する分析システムの購入 買入れ金額 1億638万9,800円 買入れ先 大研科学産業株式会社
2	大阪府立藤井寺支援学校における生徒の負傷事案に係る損害賠償請求に関する損害賠償の額の決定及び調停の件	大阪府立藤井寺支援学校において発生した生徒の負傷事案に関して、損害賠償の額を決定し、民事調停法第16条の規定により調停に合意するため、議決を求めもの。

○条例案

番号	件名	概要
1	職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例等一部改正の件	令和3年10月の人事委員会の勧告等を踏まえ、期末手当を引き下げる。 〔改正前〕 1. 275月 〔改正後〕 令和3年12月期 1. 125月 令和4年6月期 1. 200月 令和4年12月期 1. 200月 施行日：公布の日ほか 〔関係条例〕 ・ 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例 ・ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 ・ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例

第49号議案

動産買入れの件（産業教育振興設備）

大阪府立茨木工科高等学校及び大阪府立堺工科高等学校において使用する分析システムを次のとおり買入れる。

令和3年11月29日提出

大阪府知事 吉 村 洋 文

買入れ金額 1億638万9,800円

買 入 れ 先 住所 兵庫県加東市上滝野668

名称 大研科学産業株式会社 代表取締役 酒井 一

## 第52号議案

大阪府立藤井寺支援学校における生徒の負傷事案に係る損害賠償請求に関する損害賠償の額の決定及び調停の件

平成28年4月25日大阪府立藤井寺支援学校において発生した生徒の負傷事案に関し、次のとおり損害賠償の額を決定し、民事調停法（昭和26年法律第222号）第16条の規定により調停に合意する。

令和3年11月29日提出

大阪府知事 吉村 洋文

1 損害賠償の額 1,329,240円

2 調停の相手方及び内容

相手方住所	氏名	内容
八尾市	伊藤 朱里 上記法定代理人（成年 後見人）伊藤 紀子	1 大阪府は、申立人らに対し、解決金として、金1,329,240円の支払い義務があることを認める。 2 大阪府は、申立人らに対し、1の金員を、令和4年1月25日限り、相手方が指定する預金口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、大阪府の負担とする。 3 申立人らは、その余の請求を放棄する。 4 調停費用は、各自の負担とする。 5 申立人らと大阪府は、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務の存しないことを相互に確認する。

大阪府条例第 号

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例(昭和三十九年大阪府条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第二条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、百分の百十二・五を乗じて得た額(給与条例第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。)にあつては百分の九十一・五を乗じて得た額、給与条例第三条第一項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員(以下「指定職給料表適用職員」という。)にあつては百分の五十七・五を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員のうち当該退職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一一四 (略)</p> <p>3 地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百十一・五」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の九十二・五」とあるのは「百分の五十二・五」と、「百分の五十七・五」とあるのは「百分の三十一」とする。</p> <p>4―7 (略)</p>	<p>(期末手当) 第二条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、百分の百二十七・五を乗じて得た額(給与条例第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。)にあつては百分の百七・五を乗じて得た額、給与条例第三条第一項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員(以下「指定職給料表適用職員」という。)にあつては百分の六十七・五を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員のうち当該退職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一一四 (略)</p> <p>3 地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百一十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十一・五」と、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の三十五」とする。</p> <p>4―7 (略)</p>

第二条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前

<p>(期末手当)  <b>第二条 (略)</b>  2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、百分の百二十を乗じて得た額(給与条例第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。)にあつては百分の百を乗じて得た額、給与条例第三条第一項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員(以下「指定職給料表適用職員」という。))にあつては百分の六十二・五を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員のうち当該退職又は死亡の際に給与条例第二十九條第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。  一―四 (略)  3 地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」と、「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」と、「百分の六十二・五」とあるのは「百分の三十二・五」とする。  4―7 (略)</p>	<p>(期末手当)  <b>第二条 (略)</b>  2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、百分の百十二・五を乗じて得た額(給与条例第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。))にあつては百分の九十二・五を乗じて得た額、給与条例第三条第一項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員(以下「指定職給料表適用職員」という。))にあつては百分の五十七・五を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員のうち当該退職又は死亡の際に給与条例第二十九條第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。  一―四 (略)  3 地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の九十二・五」とあるのは「百分の五十二・五」と、「百分の五十七・五」とあるのは「百分の三十一」とする。  4―7 (略)</p>
---	--

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

**第三条** 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年大阪府条例第七十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例等の適用除外等)  <b>第六条 (略)</b>  2 (略)  3 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二條第二項及び第五項の規定の適用については、同條第二項中「百分の百十一・五」とあるのは「百分の百五十七・五」と、同條第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで並びに一般職の任期付研究員の採用等</p>	<p>(給与条例等の適用除外等)  <b>第六条 (略)</b>  2 (略)  3 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二條第二項及び第五項の規定の適用については、同條第二項中「百分の百一十七・五」とあるのは「百分の百六十七・五」と、同條第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで並びに一般職の任期付研究員の採用等</p>

に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十号）第五条第一項及び第二項に規定する給料表」とする。

に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十号）第五条第一項及び第二項に規定する給料表」とする。

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例等の適用除外等) 第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百二十一」とあるのは「百分の百六十一・五」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで並びに一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十号）第五条第一項及び第二項に規定する給料表」とする。</p>	<p>(給与条例等の適用除外等) 第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百二十一・五」とあるのは「百分の百五十七・五」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで並びに一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十号）第五条第一項及び第二項に規定する給料表」とする。</p>

(一般職の任期付職員等の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 一般職の任期付職員等の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百十二・五」とあるのは「百分の百五十七・五」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで及び一般職の任期付職員等の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）第七条第一項に規定する給料表」とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百六十七・五」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで及び一般職の任期付職員等の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）第七条第一項に規定する給料表」とする。</p> <p>4 (略)</p>

第六条 一般職の任期付職員等の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	<p>第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十一・五」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第七条第一項に規定する給料表」とする。</p> <p>4 (略)</p>
改正前	<p>第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百十二・五」とあるのは「百分の百五十七・五」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第七条第一項に規定する給料表」とする。</p> <p>4 (略)</p>

附 則

この条例中第一条、第三条及び第五条の規定は公布の日から、第二条、第四条及び第六条の規定は令和四年四月一日から施行する。